

Headline

- K-REACH、トルコ REACH など REACH 類似規制の拡がり
- 労働安全衛生法施行令の一部改正について
- 中国における土壌関連法規の強化
- 鉱山セクターとサステナビリティ

K-REACH、トルコ REACH など REACH 類似規制の拡がり

欧州 REACH 規則が施行されてから 10 年以上が経過し、本年 5 月末で最後のトン数帯登録期限（年間 1 トン以上の物質の登録期限）が到来しました。欧州 REACH 規則は今後も SVHC の追加や制限項目の拡充など継続的に改正が見込まれており、欧州とのビジネスがある事業者は引き続き注視を行うことが求められますが、欧州 REACH 規則と類似した規則が他国への拡がりを見せています。

ひとつは、日本の隣国でもある韓国で実施されている化学物質登録及び評価等に関する法律（K-REACH や化評法とも言われます。本稿では K-REACH と呼称します）です。これは従来既存化学物質（韓国の既存化学物質リストに掲載されている物質）のうち、指定された 510 物質についてのみ、年間 1 トン以上の製造輸入を実施する場合に登録を求めているものですが、この度改正が実施され、すべての既存化学物質で年間 1 トン以上製造輸入されるものについて登録を実施することが求められるようになりました。

今後、2019 年 1 月 1 日より 2019 年 6 月末まで事前届出が実施され、その後トン数帯や有害性に基づき、定められた登録期限までの登録が求められるものとなります。

K-REACH は欧州 REACH 規則と異なり、ポリマーに関する登録が必要になる（欧州 REACH 規則はモノマーによる登録）ことなどから、欧州 REACH 規則での管理とは異なる情報を管理することが求められる場合があります。また、予定されている事前届出の期間が半年間と短いことから、出来るだけ早く準備を進めることが推奨されます。特に韓国国内の OR（唯一の代理人）等を委任する場合、サプライチェーン間のコミュニケーションが必要になることから、準備等に時間がかかることが懸念されます。

また、トルコではトルコ REACH（KKDIK と呼称されます）が施行されています。トルコ REACH は基本的に欧州 REACH 規則と類似の要求事項を有しているものですが、物質の登録期限がトン数帯の区別なく 2023 年末までとされていることや、SVHC が今後指定されること、また、付属書 XVII（制限）の発効が段階的に実施されることなど、期限などの点を含めて欧州 REACH 規則との相違点も見られます。トルコは日本からの地理的な条件や言語的な条件も伴い、情報がとり辛い状況にあるため、もし化学物質を伴うビジネスのサプライチェーンにトルコが入っている場合、サプライチェーンの状況（どのような物質がどの程度の量サプライチェーンを流れているのか）を確認するとともに、その登録に関する計画（時期や方法、OR のアサインの要否など）の検討を可能な限り早く始めることが推奨されます。

日本企業への影響

日本では既存化学物質の登録制度がないため、日本企業にとってはなじみがなく理解が容易ではないものでありますが、化学物質の登録を求める法規制においては期限が定められている手続きもあり、適時の対応が出来ない場合には日本から当該国への輸出を停止せざるを得ない可能性もあります。

特に K-REACH はその予備登録期間が迫っており、また、その期間も短いことから出来るだけ早く対応を進めることが推奨されます。

ERM では現地事務所、協力会社との協業のもと、K-REACH やトルコ REACH への対応支援業務を実施しています。

（高村 比呂典）



労働安全衛生法施行令の一部改正について

現在の労働安全衛生規則では、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいては、墜落防止として胴ベルト型安全帯の使用が認められています。しかし、墜落時に腹部や胸部が圧迫され、内臓を損傷することなどの危険性が指摘されてきました。そのため、厚生労働省は現行の安全帯の安全性の向上と適切な使用等を図るため、今年 6 月 8 日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令を公布しました（2019 年 2 月 1 日施行）。この施行令の一部改正に伴い、労働安全衛生規則や安全衛生特別教育規程等の一部も改正されます。事業者に関連する主な改正点は以下の 3 つです。

1. 名称が安全帯から「墜落制止用器具」に変更されます。
 - 胴ベルト型安全帯（1 本つり） → 胴ベルト型墜落制止用器具
 - ハーネス型安全帯（1 本つり） → ハーネス型墜落制止用器具今まで使用が認められていた、胴ベルト（U 字つり）は墜落制止用器具として認められなくなります。
2. 6.75m より高い高所での作業が発生する際、作業床及びその作業床の端や開口部等に囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが難しい場合は、ハーネス型墜落制止用器具の着用が原則となります（6.75m 以下であれば胴ベルト型墜落制止用器具を使用することが可能）。なお、一般的な建設作業の場合は 5m を超える箇所、柱上作業等の場合は 2m 以上の箇所では、ハーネス型墜落制止用器具の使用が推奨されます。
3. ハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、安全衛生特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を受講する必要があります。尚、一部の学科は条件により受講を免除されます。例えば、改正令施行日までに高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、既に 6 ヶ月以上ハーネス型墜落制止用器具を使用している人は、実技並びに一部の学科の受講を免除されます。

上記 3（安全衛生特別教育）に関しては、今まで安全帯を使用するにあたり、安全衛生特別教育を受講する必要はありませんでした。6.75m より高い高所での作業が多く発生し、作業床等の墜落防止策が設けられず、安全帯を使用している建設現場や事業所等に関しては、来年の改正に備え、安全衛生特別教育を速やかに受講することが推奨されます。

日本企業への影響

厚生労働省の労働災害統計確定値によれば、2017 年の全産業における墜落・転落による死傷災害発生数は転倒について 2 番目に多く、また、死亡災害発生数としては最も多い結果となっております。ハーネス型墜落制止用器具の着用並びに安全衛生教育の導入により、墜落・転落による死傷災害発生数が減少することが期待されます。同時に、施行令改正以降は、要求される条件でのハーネス型墜落制止用器具の着用や安全衛生教育の受講を行わなければ、ノンコンプライアンスとなりますので注意が必要です。

建設現場並びに事業所の生産活動等では高所作業を含めた安全第一が求められます。また、作業の安全性を確保するための各種法的要求事項も定められています。ERM では事故発生リスクの高い作業や状態の改善推奨業務や労働安全に関する遵法状況の確認業務を展開し、企業の労働安全をサポートしています。

（古屋 充児）

中国における土壤関連法規の強化

近年中国では環境法整備が進み、法令違反への取締りが強化されています。土壤汚染に関しては、2016年5月、「土壤汚染防止行動計画（土十条）」が公布され、以下の目標が掲げられ、これに基づき、法規制等が進められています。

- 2020年までに新たに土壤汚染が発生しないように体制を整えること
- 2030年までに土壤汚染によるリスクを制御すること
- 今世紀半ばにかけて土壤汚染問題を解決すること

土壤汚染に関し、本年は以下の動きがありました。

- (1) 「土壤污染防治法」公布（2018年8月公布、2019年1月施行）
- (2) 「建設用地汚染リスク管理基準」施行（2018年8月施行）
- (3) 「解体工事による汚染の防止と管理に関する技術的規則」施行（2018年1月施行）

土壤污染防治法は来年1月に施行されますが、地方政府から公表されている土壤汚染重点監視企業リストに掲載された企業（重点監視企業）あるいはその土地使用権所有者には、下記の事項が求められることとなります。

- 有害有毒物質の排出の厳格な管理と生態環境部（旧環境保護部）への排出状況の年毎の報告（重点監視企業）
- 土壤汚染リスクを検査するシステムの構築、有害有毒物質の土壤への飛散・漏洩等の継続的かつ有効な防止（重点監視企業）
- モニタリング計画の策定と実施、生態環境部への結果報告（重点監視企業）
- 施設、設備、建物、構造物を除去する際における土壤汚染防止管理計画の策定と生態環境部および工業情報当局への報告（重点監視企業）
- 土地の用途変更、使用終了、使用権の回収・譲渡時等における土壤汚染状況調査（土地使用権所有者）

さらに土壤污染防治法では、調査によってスクリーニング値を超えた場合、詳細調査・リスクアセスメントが求められ、その結果によって必要と判断された場合、汚染原因者に対策が求められることとなります。また、介入値を超えた場合も対策が求められます。

上記スクリーニング値、介入値は、本年8月に施行された建設用地汚染リスク管理基準（GB36600-2018）に記載されています。この基準施行に伴い、土壤環境基準（GB15618-1995）は廃止されましたが、建設用地汚染リスク管理基準には六価クロム等、新たな物質が追加されています。

また、解体工事による汚染の防止と管理に関する技術的規則が本年8月に施行されました。本規則には土十条の実施を目的に、主要産業を対象に解体工事に伴う土壤汚染を防止するための要件が記載されています。対象産業は幅広く、非鉄金属製錬、石油加工、化学、コークス、電気メッキ、皮革、製紙、製鋼、医薬品、農薬、印刷、染色等が含まれます。本規則では、解体工事の前に、資料調査や現場踏査により、解体工事中に土壤汚染を引き起こすリスクを特定することが求められています。

日本企業への影響

中国では土十条に従い、土壤汚染問題に向けて法整備が進んでいます。また、厳しい取締りが続けられており、すでに水質や大気汚染により工場の閉鎖、資産差押え、罰金、関係者の拘留が急増しています。中国に進出している企業は関係法規を正確に把握し、遵守していく必要があります。また、中国企業のM&Aにおいては、対象会社が汚染重点監視企業になっていないかを確認し、なっている場合にはどのような将来コストが発生するのかを精査することが重要になります。さらに、工場閉鎖等において解体工事を行う場合にも土壤汚染に対する要求事項を満たす必要があり、戦略策定・リスク分析を事前に計画的に実施しておくことが望まれます。

（上野 俊洋）

鉱山セクターとサステナビリティ

2018年前半は全ての金属の価格が上昇傾向となるなど、鉱山セクターにおける市場は世界的に回復傾向にあり、鉱山セクターにおけるM&Aや鉱山開発（主に既存鉱山の拡張）も活発化してきていると感じられます。近年のキーワードである「サステナビリティ」の視点から鉱山セクター案件を眺めてみると、気候変動リスクなどESG投資への対応、閉山計画やサプライチェーン管理のリスクに関する課題が特に表面化してきていると考えられます。ここでは気候変動と閉山計画について以下に記載します。

気候変動リスク

鉱山セクターに限ったことではありませんが、ESG投資への対応として近年では投資家や規制当局より特に気候変動リスクに関する情報公開を求められるようになってきております。鉱山開発事業は、二酸化炭素の排出量や水使用量も多く、大量のエネルギーを消費するセクターとして認識されており、それと同時に、気候変動の物理的リスク（干ばつ、洪水リスク等）による脆弱性を有するセクターであることが指摘されており、鉱山セクターは特に投資家の注目度が高まっていると考えられます。このような背景もあり、TCFD（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures）などの情報公開のフレームワークに基づきリスク分析を実施し気候変動に関するリスクを公開する企業は増えてきております。他方、ERMが鉱山事業会社を含む世界的なリーディング企業120社にインタビューを実施したところ、経営基盤を維持・拡大しながら気候変動リスクに対応したサステナブルな事業方針を打ち出している企業はまだ少ないという結果が得られています。

閉山計画

鉱山の閉山計画は、生態系価値の回復・改善、周辺コミュニティに利益をもたらすような跡地の利用方法、汚染物質の適切な除去・管理及び適切なエンジニアリング設計（災害時に土砂災害が発生しないような設計）などを考慮する必要があります。ただし、法規制の強化や想定外の汚染問題の発生など不確定要素が大きく、閉山計画に必要な費用が想定より大幅に超え、財政面に大きな影響を及ぼすことがあります。また、鉱山周辺のコミュニティやNGOなどのステークホルダーの関心が今後は更に大きくなっていき、閉山計画に対する要求事項が増加することで対策費用が増大する案件も増えてきております。近年では一部の投資家は閉山段階で発生するリスクをベースに案件を差別化する傾向にあり、特にレガシーリスクが低いと判断されるアセット（例：適切に鉱山が管理されてきた記録がなされている）を投資判断時に優遇する傾向にあります。

日本企業への影響

鉱山は環境負荷が大きいセクターであるため、企業は環境社会面の課題に対しては主導的かつ積極的に対応することが求められています。鉱山セクターでは上述の通り、気候変動リスクや閉山計画に関して、今後、株主・投資家をはじめとする各ステークホルダーからの注目が高まる事が容易に想定されるため、尾鉱の再活用、水資源利用の見直し、操業周辺コミュニティとの連携の強化、または、全社的な事業方針の見直しなどサステナブルな事業活動への取り組みを強化していくことが推奨されます。サプライチェーン管理については別途記載する予定です。

（鈴木 洋平）

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

今回の Newsletter は 2019 年 2 月 1 日頃発行予定となります。

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切していません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。

なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ですが、

ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。